

## 関連資料 目次

厚生労働省医政局	p. 1
厚生労働省健康・生活衛生局	p. 3
厚生労働省医薬局	p. 6
厚生労働省労働基準局安全衛生部	p. 12
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	p. 17
厚生労働省老健局	p. 31
厚生労働省保険局	p. 33
こども家庭庁成育局	p. 34
こども家庭庁支援局	p. 37
厚生労働省医政局医療情報担当参事官室	p. 38
(参考)	
文部科学省初等中等教育局	p. 42

# 補聴器販売者の資質向上研修等事業

令和8年度当初予算案 36百万円（36百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的・背景

補聴器については、その購入に際し消費者トラブルが報告されており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点が指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、質の高い補聴器販売者の養成等に必要な経費を要求するものである。



## 2 事業の概要

### 補聴器販売者資質向上研修

#### <事業内容>

補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。



（実際の研修の様子）

### 補聴器の安全で効果的な使用に関する普及啓発

#### <事業内容>

補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。



（リーフレット）



（ポスター）

## 3 実施主体等

実施主体：公募により採択された団体

# 医療機器開発推進研究事業

令和8年度当初予算案 12億円（12億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 医療ニーズの高い医療機器等の研究開発を促進する。また、クラスⅢ・Ⅳの医療機器等の開発リスクが高く着手が難しいテーマに対する支援を通じて、革新的なアイデアや技術を用いた医療機器の研究開発を促進し、革新的な医療機器の実用化を図る。
- さらに、AI等のデジタル技術を融合的に活用し、疾患の治療・診断・予防に直接的に効果を発揮するプログラム医療機器の実用化を目指す。それにより、医療従事者の業務の効率化・負担軽減や医療費適正化を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ①医療負担の軽減に資する医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

疾病の早期診断、治療計画を生成するプログラム、適切な治療方法の選択、患者負担の大幅な低減、高い治療効果等により医療費適正化や医療従事者等の負担軽減に資する医療機器の臨床研究・治験等を支援

### ②革新的医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

これまでに無かった新しい技術・原理・効能・用途などを有した革新的な医療機器等を開発し、企業への導出を目指す非臨床研究（臨床試験に代わる適切な検証的試験）・臨床研究・治験等を支援

### ③医療ニーズの高い医療機器の実用化を目指す臨床研究・治験等

以下の臨床研究・治験等を支援

#### ③-1 小児用医療機器

小児用の小型又は成長追従性の医療機器を開発し、企業への導出を目指すもの

#### ③-2 高齢者向け・在宅医療分野の推進に資する医療機器

在宅医療の推進に資する医療機器等、高齢者に特徴的な疾病に関する医療機器を開発し、企業への導出を目指すもの

#### ③-3 女性の健康・疾病に関する医療機器

女性の健康・疾病に関する医療機器を開発し、企業への導出を目指すもの

### ④疾患登録システム（患者レジストリ）を活用した医療機器の実用化を目指す研究等

診断や治療を支援するAIを活用した医療機器や、適応拡大を意図した侵襲性の高い医療機器等の薬機法承認を目指す、RWDを活用した臨床研究等を支援

0929通知等に基づき、治験を実施せずに医療機器の評価を行う研究を含む。

### ⑤医療ニーズの高い体外診断用医薬品の開発

医療機器開発と体外診断用医薬品開発を並行して行うことにより、革新的な治療法や診断法の開発の一層の早期化に資するため、医薬品・医療機器等の開発と並行又は単独での体外診断用医薬品の開発を支援

### ⑥マイルストーン型開発支援プログラム（ヘルステック・チャレンジ）

医療機器開発の初期フェーズにおいて、アカデミアやスタートアップの持つ革新的なアイデアや技術の概念実証や実現可能性調査を実施

## 3 実施主体等

- ◆ 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
- ◆ 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

# 小児慢性特定疾病児童等への医療費助成の概要

- 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、患児データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成している。
- 助成対象者は、原則、18歳未満の児童のうち、症状が一定程度の者としている。

## 医療費助成の概要

- 対象者の要件
    - ・ 小児慢性特定疾病（※）にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
- ※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。
- ・ 18歳未満の児童であること。（ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）
- 自己負担
  - 実施主体
  - 国庫負担率
  - 根拠条文
- 申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。  
 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（139カ所） 1 / 2）  
 児童福祉法第19条の2、第53条



## 対象疾患群

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| ① 悪性新生物   | ⑦ 糖尿病     | ⑬ 染色体又は遺伝子 |
| ② 慢性腎疾患   | ⑧ 先天性代謝異常 | に变化を伴う症候群  |
| ③ 慢性呼吸器疾患 | ⑨ 血液疾患    | ⑭ 皮膚疾患     |
| ④ 慢性心疾患   | ⑩ 免疫疾患    | ⑮ 骨系統疾患    |
| ⑤ 内分泌疾患   | ⑪ 神経・筋疾患  | ⑯ 脈管系疾患    |
| ⑥ 膠原病     | ⑫ 慢性消化器疾患 |            |

## 対象疾病

- ・ 対象疾病数：801疾病（16疾患群）

## 予算額

- ・ 令和8年度予算案：18,092百万円

## 生活習慣病などの情報

ここでは、生活習慣に関連する病気の情報や、毎日の生活習慣を改善するヒントとなる情報を、各分野の専門家が解説しています。それらにかかわるわが国の健康施策、専門用語の解説なども掲載しています。

2025年3月31日まで「e-ヘルスネット」としてご提示していたサイトは、こちらで引き継いでいます。



### 記事・用語辞典メニュー

生活習慣病予防	栄養・食生活	飲酒	健康政策
健康寿命	休養・こころの健康	喫煙	健康用語辞典
身体活動・運動	歯・口腔の健康	感覚器など	執筆者一覧

### ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）について

ヘッドホンやイヤホンを使い、大きな音量で音楽などを聞き続けることにより、音の振動を脳へ伝える役割をしている有毛細胞が徐々に壊れて起こる難聴です。少しずつ進行していくために初期には自覚しにくく、とはいえ失った聴力は戻りません。大きすぎる音量で聞かない、長時間連続して聞かずに定期的に耳を休ませるなどの予防が重要となります。

#### ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）とは

大きな音にさらされることで起こる難聴を「騒音性難聴」あるいは「音響性難聴（音響外傷）」といいます。騒音性難聴は主に、職場で工場の機械音や工事音などの騒音にさらされることで起こります。一方、音響性難聴は、爆発音あるいはコンサート・ライブ会場などの大音量などにさらされるほか、ヘッドホンやイヤホンで大きな音を聞き続けることによって起こります。後者は「ヘッドホン難聴」あるいは「イヤホン難聴」と呼ばれ、近年、特に問題視されています。

WHO（世界保健機関）では、10億人もの世界の若者たち（12～35歳）が、個人用オーディオ機器、バー、音楽イベント、スポーツイベントなどによる音響性難聴のリスクにさらされているとして警鐘を鳴らしています<sup>[1]</sup>。

ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）は、じわじわと進行し、少しずつ両方の耳の聞こえが悪くなっていくため、初期には難聴を自覚しにくいことが特徴です。他の症状として、耳閉感（耳が詰まった感じ）や耳鳴りを伴う場合があります。重症化すると聴力の回復が難しいため、そのような耳の違和感に気づいたら早めに受診することが大切です。

#### ヘッドホン難聴の原因

耳から入った音は、内耳の蝸牛（かぎゅう）という器官にある「有毛細胞」という細胞で振動から電気信号に変換され、脳に伝わることで聞こえるようになります。

しかし、自動車の騒音程度である85dB（デシベル）以上の音を聞く場合、音の大きさと聞いている時間に比例して、有毛細胞が傷つき、壊れてしまいます。有毛細胞が壊れると、音を感じ取りにくくなり、難聴を引き起こします。WHOでは、80dBで1週間当たり40時間以上、90dBで1週間当たり4時間以上聞き続けると、難聴の危険があるとしています<sup>[2]</sup>。

なお、100dB以上の大音量では急に難聴が生じることもあります。

特にヘッドホンやイヤホンは耳の中に直接音が入るため、周囲に音漏れするほどの大きな音で聞いていたり、長時間聞き続けたりすると、難聴が起こります。

#### ヘッドホン難聴の治療

有毛細胞が壊れる前であれば、耳の安静を図ることで回復します。そのため、初期には耳栓を使う、定期的に耳を休ませるといった指導が行われます。

大音量などを聞いたあとに急に耳の聞こえが悪くなったときは、突発性難聴の場合と同様に、内服や点滴のステロイド剤による薬物療法が中心になります。血管拡張薬（プロスタグランジンE1製剤）やビタミンB12製剤、代謝促進薬（ATP製剤）などを使うこともあります。

ただし、これらを行っても聴力が十分に改善しないこともあります。

#### ヘッドホン難聴の予防

WHOでは、ヘッドホンやイヤホンで音楽などを聞くときには、耳の健康を守るために、以下のようなことを推奨しています<sup>[1]</sup> <sup>[2]</sup>。

- 音量を下げたり、連続して聞かずに休憩を挟んだりする
- 大きな音を聞く時間を減らす
- 騒音下でも音量を上げずに済むように、ぴったりフィットした「ノイズキャンセリング機構」により周囲の騒音をカットできるヘッドホン・イヤホンを使用する
- 音量制限や監視機能のついたスマートフォン・ヘッドホンなどを使うか、音量を確認できるアプリなどを使用し、平均80dB未満に抑える

（最終更新日：2024年11月11日）



## 健康づくり支援担当者のための総合情報サイト

日本全国の地方自治体や企業・団体などで、健康づくりの取り組みを検討・実施されている方々に向けて、健康づくりのポイントや参考となる事例をそれぞれの内容にあわせたツールでご紹介しています。今後も新規ツールの追加や、指針・ガイドライン等の改訂に伴う内容の更新を予定しています。

これから検討を始める方、既に実施している施策をより効率的にしたい方など、健康づくりを実施される方に、すぐにご活用いただける情報をお届けします。

## 健康課題別ツールのご紹介

健康づくり施策の実施段階でご利用いただけるパンフレットやパンフレットの解説書、記録シートなどをご用意しました。指針・ガイドライン等の改訂時には適宜内容の更新を行います。また、新規ツールも追加予定です。ぜひダウンロードしてご利用ください。



アルコール（男性編）



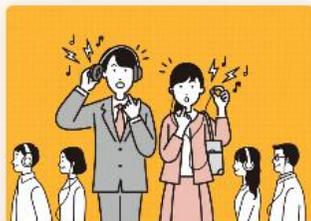
睡眠



女性の健診・検診



室温と高血圧、睡眠の関係



ヘッドホン（イヤホン）難聴



糖尿病の発症予防

## リーフレット

### ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）にならないために

大音量・長時間の使用で耳が聞こえにくくなる可能性があります。

#### 大音量・長時間の使用を避けるために

- 可能な限り音量を小さくしよう  
WHOの推奨する限度は、大人は80dB以下、子供は75dB以下で1週間に最大40時間です。
- 音量を上げ過ぎないために、遮音性の高いヘッドホン/イヤホンをおおう
- 音量と視聴時間をモニターして、長時間の使用を避けよう
- 少なくとも1時間に1回、10分程度は耳を休めよう



日本耳鼻咽喉科聴覚音科学会 推奨  
WHO "Be healthy, be mobile: a handbook on how to implement mSafeListening.  
Web annex mSafeListening message libraries."より

※使用機種やスマートフォンのアプリにより、ヘッドホン/イヤホンの音量と視聴時間の記録が可能です。WHOの推奨する限度（大人は80dB以下、子供は75dB以下）を1週間に最大40時間と比較できます。また、WHOの推奨する限度に近づいた場合に通知を受け取れる機能があったアプリもあります。

難聴のリスクには個人差があり、ヘッドホン/イヤホンは外でも難聴となることがあります。またどのくらいの音量で、どのくらいの時間を使用するとヘッドホン/イヤホン難聴にならないかについては、明らかになっていません。

#### コラム：遮音性の高いヘッドホン/イヤホン

イヤパッドの素材や構造で周囲のノイズを軽減したり、デジタル信号処理で消したい音を打ち消したりする工夫がされているヘッドホン/イヤホンもあります。周囲の騒音を抑えてくれるので、音量を適度に上げる必要がなくなり、耳への負担を軽減できます。



※周囲の騒音を遮断する機能は様々であり、安全性に配慮し、自分に合うものを選んでください。

## あなたにもヘッドホン難聴のリスクあり！

大音量・長時間の使用で耳が聞こえにくくなる可能性があります。



世界で10人以上の若者たちがヘッドホンなどによる難聴の危険にさらされています。日本でもこの10年で、10～40代の聴力が低下してきていると報告されています。その原因のひとつとして、ヘッドホンで大きな音を聞き続けることが挙げられています。



2024年8月現在

## ポスター

## あなたにもヘッドホン難聴のリスクあり！



大音量・長時間の使用で耳が聞こえにくくなる可能性があります。音量を下げて、少なくとも1時間に1回、10分程度は耳を休めよう！

日本耳鼻咽喉科聴覚音科学会 推奨  
WHO "Be healthy, be mobile: a handbook on how to implement mSafeListening.  
Web annex mSafeListening message libraries."より



2024年8月現在

(<https://kennet.mhlw.go.jp/tools/>)

## 「医療機器」の定義

この法律で「医療機器」とは、  
人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、  
又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと  
が目的とされている機械器具等※（再生医療等製品を除く。）であつて、  
政令で定めるものをいう。

（医薬品医療機器法第2条第4項）

※ 機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）及びこれを記録した記録媒体をいう。

### 【福祉用具の定義】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

（福祉用具法 第2条）

# 政令（医薬品医療機器法施行令）

## 別表第一

### 機械器具

- 一 手術台及び治療台
- 二 医療用照明器
- 三 医療用消毒器
- 四 医療用殺菌水装置
- 五 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊の<sup>う</sup>及びガス吸収かん
- 六 呼吸補助器
- 七 内臓機能代用器
- 八 保育器
- 九 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
- 十 放射性物質診療用器具
- 十一 放射線障害防護用器具
- 十二 理学診療用器具
- 十三 聴診器
- 十四 打診器
- 十五 舌圧子
- 十六 体温計
- 十七 血液検査用器具
- 十八 血圧検査又は脈波検査用器具
- 十九 尿検査又は糞<sup>ふん</sup>便検査用器具
- 二十 体液検査用器具
- 二十一 内臓機能検査用器具
- 二十二 検眼用器具
- 二十三 聴力検査用器具
- 二十四 知覚検査又は運動機能検査用器具
- 二十五 医療用鏡
- 二十六 医療用遠心ちんでん器
- 二十七 医療用ミクロトーム
- 二十八 医療用定温器
- 二十九 電気手術器

- 三十 結紮<sup>むす</sup>器及び縫合器
- 三十一 医療用焼灼<sup>ややく</sup>器
- 三十二 医療用吸引器
- 三十三 気胸器及び気腹器
- 三十四 医療用刀
- 三十五 医療用はさみ
- 三十六 医療用ピンセット
- 三十七 医療用匙<sup>し</sup>
- 三十八 医療用鉤<sup>こう</sup>
- 三十九 医療用鉗<sup>かん</sup>子
- 四十 医療用のこぎり
- 四十一 医療用のみ
- 四十二 医療用剥<sup>はく</sup>離子
- 四十三 医療用つち
- 四十四 医療用やすり
- 四十五 医療用てこ
- 四十六 医療用絞<sup>こ</sup>断器
- 四十七 注射針及び穿<sup>せん</sup>刺針
- 四十八 注射筒
- 四十九 医療用穿<sup>せん</sup>刺器、穿<sup>せん</sup>削器及び穿<sup>せん</sup>孔器
- 五十 開創又は開孔用器具
- 五十一 医療用嘴<sup>くちばし</sup>管及び体液誘導管
- 五十二 医療用拡張器
- 五十三 医療用消息子
- 五十四 医療用捲<sup>けん</sup>綿子
- 五十五 医療用洗浄器
- 五十六 採血又は輸血用器具
- 五十七 種痘用器具
- 五十八 整形用機械器具
- 五十九 歯科用ユニット
- 六十 歯科用エンジン
- 六十一 歯科用ハンドピース
- 六十二 歯科用切削器
- 六十三 歯科用ブローチ

- 六十四 歯科用探針
- 六十五 歯科用充填<sup>てん</sup>器
- 六十六 歯科用練成器
- 六十七 歯科用防湿器
- 六十八 印象採得又は咬<sup>くわ</sup>合採得用器具
- 六十九 歯科用蒸和器及び重合器
- 七十 歯科用鑄造器
- 七十一 視力補正用眼鏡
- 七十二 視力補正用レンズ
- 七十二の二 コンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)

### 七十三 補聴器

- 七十四 医薬品注入器
- 七十五 脱疾治療用器具
- 七十六 医療用吸入器
- 七十七 バイプレーター
- 七十八 家庭用電気治療器
- 七十九 指圧代用器
- 八十 はり又はきゆう用器具
- 八十一 磁気治療器
- 八十二 近視眼矯正器
- 八十三 医療用物質生成器
- 八十四 前各号に掲げる物の附属品で、厚生労働省令で定めるもの

### 医療用品

- 一 エックス線フィルム
- 二 縫合糸
- 三 手術用手袋及び指サック
- 四 整形用品
- 五 副木
- 六 視力表及び色盲検査表

(続き)

### 歯科材料

- 一 歯科用金属
- 二 歯冠材料
- 三 義歯床材料
- 四 歯科用根管充填てん材料
- 五 歯科用接着充填てん材料
- 六 歯科用印象材料
- 七 歯科用ワックス
- 八 歯科用石膏こう及び石膏こう製品
- 九 歯科用研削材料

### 衛生用品

- 一 月経処理用タンポン
- 二 コンドーム
- 三 避妊用具
- 四 性具

### プログラム

- 一 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第一号において同じ。)
- 二 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第二号において同じ。)
- 三 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第三号において同じ。)

### プログラムを記録した記録媒体

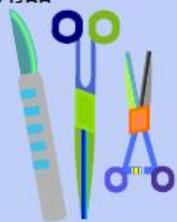
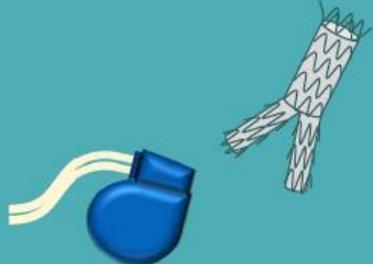
- 一 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
- 二 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
- 三 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体

### 動物専用医療機器

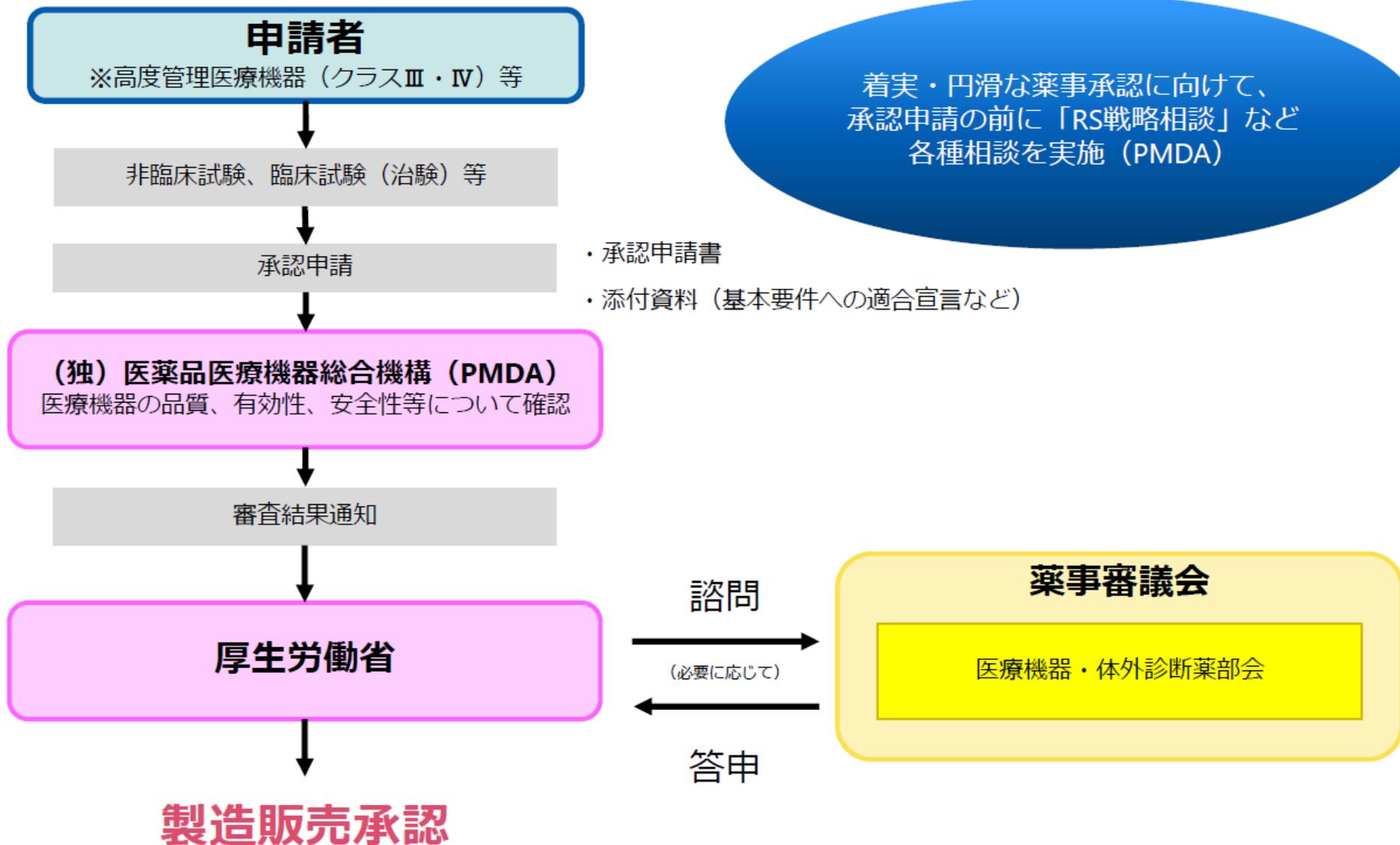
- 一 機械器具の項各号(第八十四号を除く。)及び医療用品の項各号に掲げる医療機器に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの
- 二 プログラム
  - イ 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号イにおいて同じ。)
  - ロ 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ロにおいて同じ。)
  - ハ 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ハにおいて同じ。)
- 三 プログラムを記録した記録媒体
  - イ 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
  - ロ 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
  - ハ 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体
- 四 悪癖矯正用器具
- 五 搾子
- 六 受精卵移植用器具
- 七 人工授精用器具
- 八 製品蹄てい鉄及び蹄釘ていちよう
- 九 投薬器
- 十 乳房送風器
- 十一 妊娠診断用器具
- 十二 標識用器具
- 十三 保定用器具
- 十四 前各号に掲げる物の附属品で、農林水産省令で定めるもの

# 医療機器の分類と規制

小 ← リスク → 大

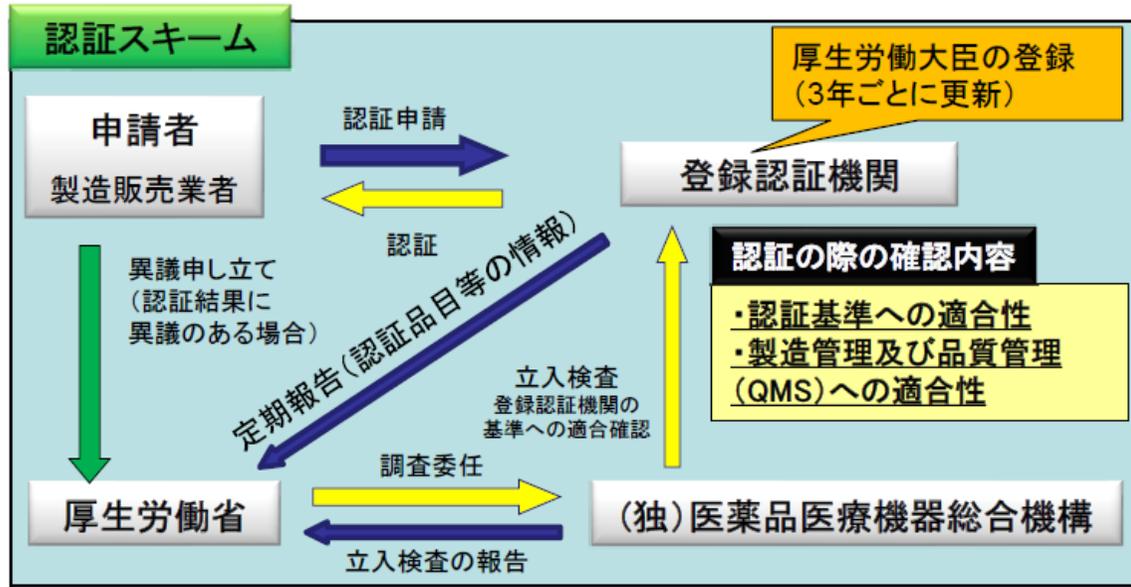
国際分類	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	クラスⅣ
具体例	<p>不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが極めて低い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) 体外診断用機器、銅製小物 (ス・ピ・ポ等) X線フィルム、歯科技工用用品</p> 	<p>不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが比較的低い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) MRI装置、電子内視鏡、消化器用カテーテル、超音波診断装置、歯科用合金</p> 	<p>不具合が生じた場合、<u>人体へのリスクが比較的高い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) 透析器、人工骨、人工呼吸器</p> 	<p>患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、<u>生命の危険に直結する恐れ</u>があるもの</p> <p>(例) パーメカ、人工心臓弁、ステントグラフト</p> 
医薬品医療機器法の分類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	
規制	届出	第三者認証	大臣承認 (PMDAで審査)	

# 医療機器の製造販売承認に向けた流れ



# 第三者認証制度について

厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び体外診断用医薬品については、厚生労働大臣の承認を不要として、厚生労働大臣の登録を受けた第三者認証機関が基準への適合性を認証する制度（平成17年4月より施行、高度管理医療機器は平成26年11月より拡大）



**認証基準策定数**

高度管理医療機器	44基準
管理医療機器	951基準

R7年1月現在

<認証基準(管理医療機器)の例>

医療機器の名称		超音波治療器
基準	日本産業規格	T0601-2-5
	使用目的又は効果	超音波の熱及び非熱生理学的反応による疼痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減

- 登録認証機関に対する基準**
- 登録(更新)申請の際に適合すべき基準※(医薬品医療機器等法第23条の7第1項第1号)
  - 登録認証機関が基準適合性認証のための審査を行う際に適合すべき基準※(医薬品医療機器等法第23条の9の規定に基づく医薬品医療機器等法施行規則第128条)
- ※国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準
- ISO/IEC 17065: 2012 (JIS Q17065: 2012)
    - ・製品の認証を行う機関に関する基準
  - ISO/IEC 17021-1: 2015 (JIS Q17021-1: 2015)
    - ・製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準

- 登録認証機関(10機関)**
- |      |                      |
|------|----------------------|
| 第AA号 | テュフ ズード ジャパン株式会社※    |
| 第AB号 | テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社※ |
| 第AC号 | ドイツ品質システム認証株式会社※     |
| 第AD号 | BSIグループジャパン株式会社※     |
| 第AF号 | SGSジャパン株式会社※         |
| 第AG号 | 株式会社コスモス・コーポレーション※※  |
| 第AH号 | 一般財団法人日本品質保証機構※※     |
| 第AI号 | ナノテックシュビンドラー株式会社※※   |
| 第AK号 | 一般財団法人電気安全環境研究所※※    |
| 第AL号 | 公益財団法人医療機器センター※※     |
- ※外資系  
※※内資系

# 労働安全衛生法に基づく健康管理

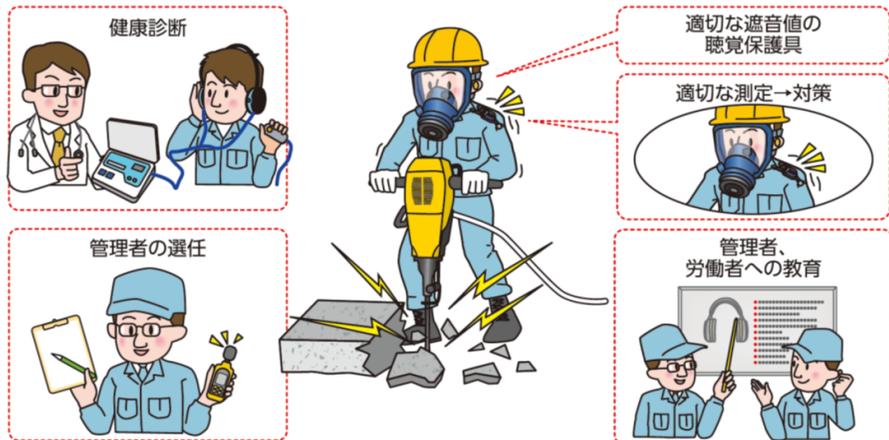
労働安全衛生法では、業務が原因で、労働者が疾病にかかったり、疾病が悪化することを防ぐため、事業者に対し、常時使用する労働者を対象に、年1回、健康診断を実施することを義務付けている（費用は全額事業者負担）。

※労働者にも健康診断を受診する義務がある。  
※違反した事業者には罰則が適用される。

## 【一般健康診断の項目】

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（LDL・HDLコレステロール、TG）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- ⑪ 心電図検査

# 騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット



騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言いがたく、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

## ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期的健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。



## ガイドラインの対象

作業環境測定が義務づけられている8作業場（別表第一）  
+  
騒音が生じる可能性の高い52作業場（別表第二）  
における業務

手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場

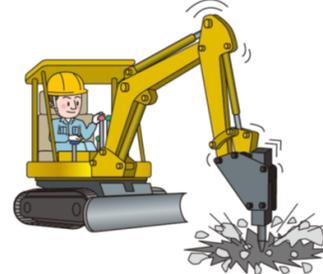


対象作業場の一覧

ハンマーを用いて金属の打撃を行う作業場



車両系建設機械を用いた掘削を行う坑内作業場



etc...

8ページ

対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

## 事業者責務、製造業者留意事項

対象作業場を有する事業者は、ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めてください。

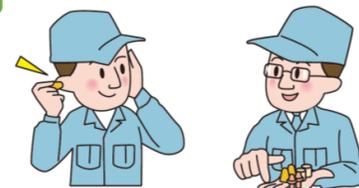
機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計および製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましいです。

New

## 労働衛生管理体制

管理者の選任 New

- ☑ 衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組ませる
- 選任に当たっての教育 7ページ



元請事業者の責務 New

- ☑ 建設工事現場等において、元請事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行う

元方事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる等がある。

## 測定・評価

- 屋内作業場・・・作業環境測定
  - 坑内作業場・・・定点測定
  - 屋外作業場・・・定点測定 or 個人ばく露測定
- により等価騒音レベルを測定

作業環境測定の場合、下表に基づいて評価し措置  
 作業環境測定以外の場合、測定結果から措置

6月に1回測定するほか、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度測定する。

### 作業環境測定

- ✓ 縦、横6m以下の等間隔の線の交点、高さ1.2~1.5mで測定 ① ~ ⑬
- ✓ 音源に近接して行われる場合は、定点測定をあわせて行う ⑭
- ✓ 1測定点につき10分以上継続して行う
- ✓ 表に基づいて評価する

※1 別表第2に掲げる屋内作業場や坑内作業場で、騒音源が移動する場合は、上記に代えて個人ばく露測定により測定を行うことができる。

※2 屋外作業場で、地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場合は、左記に代えて等価騒音レベルの推計により測定に代えることができる。

※3 別表第2の作業場について、第Ⅰ管理区分が継続している場所または等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所は省略可



		B測定		
		85dB未満	85dB以上90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB以上90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

### 定点測定

- ✓ 騒音作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、作業が行われる位置で測定する
- ✓ 10分以上継続して行う

### 個人ばく露測定

- ✓ 同種の業務に1台以上のばく露計による測定を行う
- ✓ 頭、首、肩の近くにばく露計を装着する
- ✓ 原則終日または半日測定する※
- ✓ ばく露計の落下、覆われに注意する



JIS C1509-1またはIEC 61252に規定する精度を満たすものを用いる

### 等価騒音レベルの推計

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

$L_p$  (dB) : 推計値  
 $L_w$  (dB) : 音響パワーレベル  
 $r$  (m) : 騒音源からの距離

- ✓ 地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない
- ✓ 音響パワーレベルを、機械等に貼付されたシールや銘板、カタログ等で確認する

例：音響パワーレベル100dBのチェーンソーを50cmの距離で使用していた場合

$$L_w = 100$$

$$r = 0.5$$

より、左の式に代入して

$$L_p = 100 - 20 \log_{10} 0.5 - 8 = 98$$

よって、推計値は98 dBとなる。

## 措置

### 第Ⅰ管理区分・等価騒音レベルが85dB未満

- 作業環境の継続的維持に努めましょう

### 第Ⅱ管理区分・等価騒音レベルが85dB以上90dB未満

- ✓ 作業環境改善のため必要な措置を講じる
- ✓ 必要に応じて聴覚保護具を使用させる
- ✓ 第Ⅱ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置をとる

#### Point

手持動力工具を使用する業務については、継続して第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満の場合を除き、必ず聴覚保護具を使用させる

### 第Ⅲ管理区分・等価騒音レベルが90dB以上

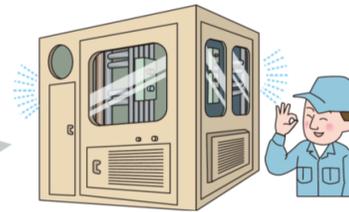
- ✓ 作業環境改善のため必要な措置を講じ、措置の効果を確認するため再度同じ方法で測定を行う
- ✓ 聴覚保護具を利用させる
- ✓ 聴覚保護具の利用を管理者に確認させる
- ✓ 聴覚保護具着用の必要性を見やすい場所に掲示
- ✓ 第Ⅲ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置をとる

### 具体的な措置の例

騒音発生源対策  
低騒音型機械の採用

伝播経路対策  
遮蔽物、防音塀等の設置

受音者対策  
耳栓、耳覆いの使用



具体的な措置に当たっては、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を検討しましょう

## 記録

- ✓ 測定、評価、措置を記録する

(例) 作業環境測定を実施した場合の記録事項

- ①測定日時 ②測定方法 ③測定箇所 ④測定条件 ⑤測定結果 ⑥評価日時 ⑦評価箇所  
 ⑧評価結果 ⑨測定および評価を実施した者の氏名 ⑩測定および評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

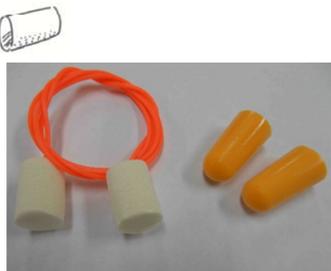
※そのほかの場合の記録事項はガイドライン（別紙1~4）参照



### 聴覚保護具

- ✓ 日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する
- ✓ 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮する
- ✓ 管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認する

#### 代表的な聴覚保護具

<p><b>発泡タイプ（ウレタンフォーム）</b></p> 	<p>ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。持ち手付きの挿入しやすいものもあります。</p> <p><b>&lt;特長&gt;</b> 安価であり、正しく着用すれば、大きな遮音性能があります。</p> <p><b>&lt;注意点&gt;</b> 汚れを保持しやすいので、使い捨ての使用が衛生的です。 最大の遮音性能を得るには、着用の際、しわができないようにできるだけ細く丸めるなどコツが必要です。</p>
<p><b>形成タイプ（形が決まっている耳栓）</b></p> 	<p>ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。</p> <p><b>&lt;特長&gt;</b> 洗って再利用できるため、変形しない限り長期間使用できます。</p> <p><b>&lt;注意点&gt;</b> 遮音性能は中程度です。</p>
<p><b>イヤーマフ（耳覆い）</b></p> 	<p>イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳のまわりを覆うもので軟らかいクッションがついています。騒音レベルに応じて遮音性能が変化するものや、ノイズキャンセリング機能があるものもあります。</p> <p><b>&lt;特長&gt;</b> 脱着が簡単で、騒音源に短時間近づくときに有効です。 耳栓と併用することにより、より大きな遮音性能が得られます。</p> <p><b>&lt;注意点&gt;</b> ヘッドバンドがあるため、一般的なヘルメットと同時に使えません。</p>

### 作業時間の短縮

- 作業環境改善のための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討しましょう

等価騒音レベル（dB）	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル（dB）	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※ 日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

### 健康管理

#### 雇入時等健康診断

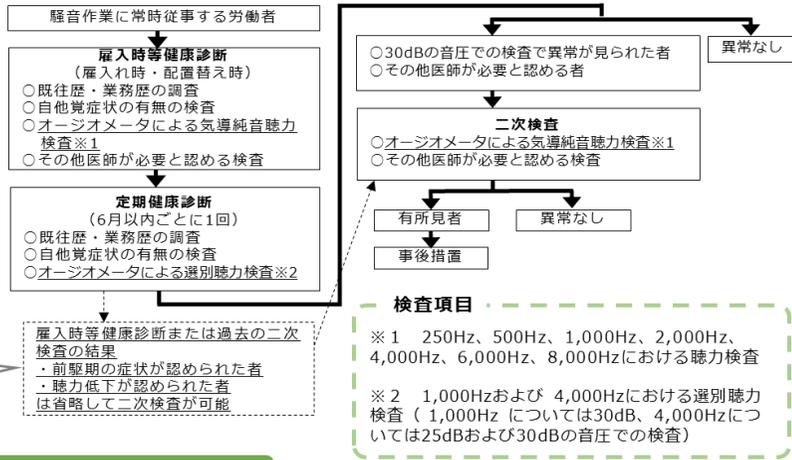
- ✓ 聴騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際または当該業務への配置替えの際に、医師による健康診断を行う
- ✓ 結果を記録し、5年間保存する

#### 定期健康診断

- ✓ 騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行う  
（第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者については省略可）
- ✓ 30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、医師による二次検査を行う
- ✓ 健康診断の結果の評価に基づき、措置を講ずる
- ✓ 結果を記録し、5年間保存する
- ✓ 実施後遅滞なく、結果を所轄の労働基準監督署に報告する

区分	措置
健常者	一般的聴覚管理
要観察者 （前駆期の症状が認められる者）	第Ⅱ管理区分に区分された場所または等価騒音レベルが85dB以上90dB未満である場所においても聴覚保護具を使用させること その他必要な措置
要観察者 （軽度の聴力低下が認められる者）	聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、 配置転換その他必要な措置
要管理者 （中等度以上の聴力低下が認められる者）	

## 健康管理の体系



New

## 労働衛生教育

### 管理者教育

- ☑ 管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、表の科目について労働衛生教育を行う

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類および性能 (2) 聴覚保護具の使用法および管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令および本ガイドライン	30分

### 労働者教育

- ☑ 騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、上表のうち**影響の種類、聴力障害、聴覚保護具の種類および性能、聴覚保護具の使用法および管理方法**について労働衛生教育を行う

(注1) 管理者教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識ならびに騒音対策の実務についての知識および経験を有する者

労働者教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者等騒音についての知識を有する者

(注2) 第1管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者の教育については省略可

## 計画の届出

- ☑ 労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合、当該計画がガイドラインの対象作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面または図面を添付する

## 対象作業場一覧

### 別表第一

1. 鉚打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂浴としての業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

### 別表第二

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットプラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チッピングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くさ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスパナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のご盛を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のご歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランナーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガスをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉砕する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は構込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレイカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のご盛、帯のご盛等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧パーカー又はヘッドパーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積み込み等の業務を行う作業場

ご不明点は、お近くの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



- 難聴（障害に至らないものを含む）は、様々な原因で生じる幅広い世代に関係するものであり、本人や家族が気づかないうちに進行してしまうことやQOLの低下につながることで、社会参加に支障をきたすこと等も指摘されており、**広く予防を促進するとともに、早期発見・早期介入につなげていくための普及啓発が重要**である。
- これまで、厚生労働省HPに難聴に関する「特設ページ」を設けるほか、リーフレット等を用いた普及啓発やガイドラインの周知、自治体向けの手引きの作成など取り組んできた。
- **3月3日**が関係学会において「耳の日」、WHOにおいて「世界耳の日」とされていること等を踏まえ、**その機会を捉え集中的に情報発信を実施**（以下のとおり）。

《主な取組》 ※新規のものを記載

## 1. 大臣会見における発信

- ▶ 令和8年3月3日の閣議後会見にて、難聴の予防や早期対応について呼びかけ

## 2. 「特設ページ」の拡充

- ▶ 関係府省庁、関係団体等の関連情報を分かりやすく一覧化したページを新設
- ▶ 都道府県等への周知と普及啓発の一層の推進を依頼

## 3. 様々なメディアを通じた周知広報

- ▶ WEBマガジン『厚生労働』への記事投稿、HPトップページのカルーセルへの画像表示
- ▶ 政府広報提供テレビ番組内の30秒CM放映、政府広報提供ラジオ番組の放送、インターネットバナー広告の実施
- ▶ SNSにおける関連ポスト投稿、関係府省庁と連携したポスト拡散



## 上野 賢一郎 厚生労働大臣による発信（令和8年3月3日）

本日3月3日は、WHOにおいて「世界耳の日」とされています。我が国の関係学会においても「耳の日」と定められています。難聴に関する様々な普及啓発等の取組が行われております。

難聴は、加齢に伴うものだけでなく、大きな音を長時間にわたって聞き続けるなど、様々な原因で起こる、幅広い世代に関するものです。本人や家族が気づかないうちに進行してしまうことや、QOLの低下につながることで、社会参加に支障をきたすことなどが指摘されており、**早期に気づき、早期に対応することが重要**です。

厚生労働省では、耳の日にあわせて、難聴に関する特設ページにおいて関係団体等が発信する情報を分かりやすく一覧化したページを新設するほか、WEBマガジンやSNS等のあらゆるメディアを活用して、関係団体や自治体と協力しながら、集中的な情報発信を行ってまいります。

国民の皆様におかれましては、この機会に、ご自身やご家族の「聞こえ」について振り返っていただき、普段の生活で聞こえにくさを感じる場合などは、早めに受診するなど早期の対応をしていただきたいと思います。

記者の皆様におかれましても、周知・広報にご協力をお願いしたいと思います。



# 厚生労働省ホームページ「難聴に関する特設サイト」(令和6年度開設) における新設ページ(関連リンク集)

## 関連リンク集

### <「難聴」についてもっと知りたい>

#### ● 厚生労働省note記事

- ・ [世界中で注目されている「聞こえ」の重要性。身近なことからできる予防などを皆さまにお伝えします！ | 厚生労働省\(note.jp\)](#)
- ・ [「聞こえ」の不調はさまざま。その主な原因と、予防・対策をお伝えします！ | 厚生労働省\(note.jp\)](#)
- ・ [聴覚障害者の認定基準やどんな支援が受けられるのかについてご紹介します！ | 厚生労働省](#)

#### ● 広報誌「厚生労働」

- ・ [広報誌「厚生労働」2024年10月号 特別企画1 | 厚生労働省\(mhlw.go.jp\)](#)
- ・ [広報誌「厚生労働」2024年11月号 特別企画1 | 厚生労働省\(mhlw.go.jp\)](#)

#### ● 健康づくりサポートネット「ヘッドホン(イヤホン)難聴」について

- ・ [「ヘッドホン\(イヤホン\)難聴」について](#)

#### ● 健康づくりサポートネット 突発性難聴について

- ・ [突発性難聴について](#)

#### ● 難聴に関わる様々な情報を提供しています(日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会)

- ・ [難聴啓発プロジェクト\(一般の方向\)](#)

### <周知広報媒体>わかりやすい資料〜予防・早期支援〜

#### ● 健康づくりサポートネット「ヘッドホン(イヤホン)難聴」(リーフレット・ポスター)

- ・ [あなたにもヘッドホン難聴のリスクあり！\(リーフレット\)](#)

#### ● ヘッドホン(イヤホン)難聴の予防(テレビCM)

- ・ [ヘッドホン\(イヤホン\)難聴の予防 | 政府広報オンライン](#)

#### ● お子さんのきこえのハンドブック

- ・ [お子さんのきこえのハンドブック きこえない・きこえにくいお子さんのために](#)
- ・ [お子さんのきこえのハンドブック きこえない・きこえにくいお子さんのために 概要版](#)

#### ● 「家族中心のろう・難聴児早期支援プログラム」

- ・ [家族中心のろう・難聴児早期支援プログラム.indd](#)

#### ● サイトメガロウイルス検査を受けましょう

- ・ [【一般の方向けポスター】サイトメガロウイルス母子感染に注意しましょう](#)
- ・ [【一般の方向けリーフレット】サイトメガロウイルス母子感染に注意しましょう](#)
- ・ [【一般の方向けリーフレット】新生児聴覚検査でリファーマーの場合は先天性サイトメガロウイルス感染の検査を受けましょう](#)
- ・ [国立研究開発法人日本医療研究開発機構\(AMED\) 成育疾患克服等総合研究事業「サイトメガロウイルス、トキソプラズマ等の母子感染の予防と診療に関する研究班」](#)



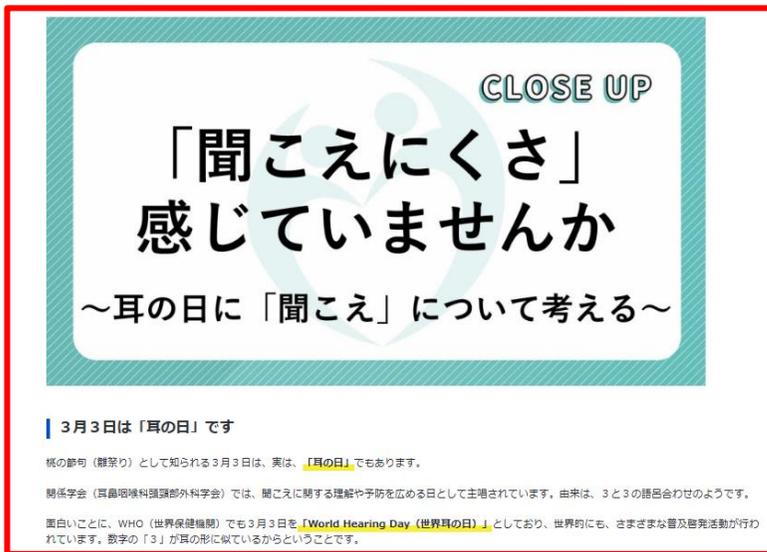
👉 厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省等から、都道府県の関係部局等へ事務連絡を発出し、難聴に関する普及啓発の一層の推進について依頼  
(令和8年3月3日)

# WEBマガジン『厚生労働』 / トップページのカルーセルへの掲載

## ○WEBマガジン『厚生労働』



## 投稿イメージ



## ○トップページのカルーセル



▶厚生労働省HP トップページのカルーセルに「特設ページ」へ遷移する画像👉を表示 (3月2日～15日)

# 政府広報と連携した普及啓発

## ○ テレビCM

> メディア別広報 > CM等 > ヘッドホン（イヤホン）難聴の予防



CM等 病気予防

2025年12月8日

ヘッドホン（イヤホン）難聴の予防

#テレビCM

令和7年12月（計4回）、テレビ東京などで放映された政府広報提供のテレビ番組「クリックニッポン」内の提供CMとして放映。



## ○ ラジオ放送



2026年3月23日

NEW ラジオ番組 健康 病気予防

「聞こえにくさ」感じていませんか？ 耳を大切に

#難聴 #杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより



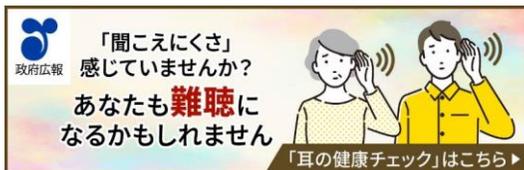
令和8年3月22日、TOKYO FMなどで放送された政府広報提供のラジオ番組「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより」において、難聴をテーマに情報発信。

## ○ インターネットバナー広告

▶ 難聴に関する「特設サイト」に遷移するバナー広告を実施

○Yahoo! …令和7年12月29日～令和8年1月11日  
令和8年2月16日～3月1日

○毎日新聞デジタル …令和8年1月5日～1月18日



# SNSによる情報発信（厚生労働省 X）

## ■ 3月3日（火）

厚生労働省 @MHLWitter · 17分

3月3日は「耳の日」です

この機会に、ご自身やご家族の「聞こえ」について振り返ってみましょう

■関連情報はこちら  
[mhlw.go.jp/nanntyou/links...](https://mhlw.go.jp/nanntyou/links...)

#WorldHearingDay #難聴

全世代に身近な「難聴」 - 関連情報をまとめています。



4 9 14 1,854

厚生労働省 @MHLWitter · 16分

実は... WHO（世界保健機関）が定める「世界耳の日（World Hearing Day）」もあります

さて、それは、何月何日でしょうか？

答えはこちらから

■WEBマガジン「厚生労働」の難聴に関する記事  
[mhlw.go.jp/stf/web\\_magazi...](https://mhlw.go.jp/stf/web_magazi...)

3月3日は「耳の日」 - 聞こえについて考えましょう。



1 1,400

## ■ 3月4日（水）

厚生労働省 @MHLWitter

【昨日の「耳の日」にあわせ、厚生労働大臣が「聞こえ」について呼びかけました】

普段の生活で「聞こえにくさ」を感じたら、早めに病院を受診しましょう。

厚生労働省ではさまざまな情報を提供しています。

■大臣記者会見の様子はこちら  
[mhlw.go.jp/stf/kaiken/dai...](https://mhlw.go.jp/stf/kaiken/dai...)

#耳の日 #難聴

記者会見における上野 賢一郎 厚生労働大臣の呼びかけ（令和8年3月3日）

難聴は、加齢に伴うものだけでなく、大きな音を長時間にわたって聞き続けるなど、様々な原因で起こる、幅広い世代に関係するもので、早期に気づき、早期に対応することが重要です。

厚生労働省では、「耳の日」にあわせて、難聴に関する「特設ページ」において関係団体等が発信する情報をわかりやすく一覧化したページを新設するほか、WEBマガジンやSNS等のあらゆるメディアを活用し、関係団体や自治体と協力しながら、集中的な情報発信を行います。

国民の皆様におかれましては、この機会に、ご自身やご家族の「聞こえ」について振り返っていただき、普段の生活で聞こえにくさを感じる場合などは、早めに受診するなど早期の対応をしていただきたいと思います。

午前11:02 · 2026年3月4日 · 1,768 件の表示

8 15 2

## ■ 3月5日（木）

厚生労働省 @MHLWitter · 48分

「聞こえにくさ」感じていませんか？

耳の健康チェックをしてみませんか。  
当てはまるものがあつたら、耳鼻科の受診を検討しましょう。

■詳細はこちら  
[mhlw.go.jp/nanntyou/index...](https://mhlw.go.jp/nanntyou/index...)

#WorldHearingDay #難聴



耳の健康チェック

これらの項目が当てはまる一度受診してみたい方が多いかも！  
難聴にチェックしてみましょう。

- 話し声がはっきり聞き取れず、聞き間違えたり聞き出したりすることがある
- 相手の言ったことを理解や理解することがある
- 話し声が大きいと感じられる
- 家族からテレビやラジオの音量が大きいと指摘される
- 集会や会議など他人への発言がうまく聞き取れない
- 後方から呼びかけられると気づかないことがある
- 車の騒音に全く気がつかないことがある
- 電子レンジの音やドアのチャイムの音が聞こえない
- 時計のアラームなど、低い音が聞き取りにくいと感じる
- 耳の奥部分がわかりにくくなる
- 耳が詰まったような感覚が頻りに感じる
- 「ワーン」「ーン」などの音が耳で鳴っている状態が1日以上続く
- 音が離れたように感じる

3 4 11 3,405

厚生労働省 @MHLWitter · 47分

「最近聞こえづらいかも...」

と感じたら、「補聴器」を考えてみるのも一つの方法です。

タイプは人によって相性もありますので、迷ったら医療機関へご相談を。

厚生労働省も、販売店での丁寧な説明の推奨や誇大広告防止に取り組み、安心して選べる環境づくりを進めています。

2 2,697

# SNSによる情報発信（厚生労働省 X・関係府省庁 X）

■ 3月6日（金）



## 【騒音障害防止のためのガイドライン】

職場での機械音や工事音などの騒音から耳をまもり、騒音性難聴を予防しましょう！

### 主なポイント

- ・騒音障害防止対策の管理者の選任
- ・適切な聴覚保護具の使用
- ・健康診断の実施、その結果を踏まえた措置の実施 など

### ■詳細

[mhlw.go.jp/stf/seisakunit...](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunit...)



午前11:00・2026年3月6日・5,971件の表示

## 関係府省庁の投稿

厚生労働省さんがリポスト

政府広報オンライン @gov\_online · 1時間  
ご存じですか？  
ヘッドホン（イヤホン）難聴👂

ヘッドホンやイヤホンで大きな音を長時間連続して聴き続けることによって、聞こえにくくなるものです。じわじわと進行し、いったん聴力を失うと、回復が難しくなります。

未来の自分のためにも、日頃から耳をいたわることが大切です。  
[さらに表示](#)

### ヘッドホン（イヤホン）難聴

ヘッドホン（イヤホン）難聴とは？  
ヘッドホンやイヤホンで大きな音を長時間連続して聴き続けることによって、聞こえにくくなる、耳鳴りや、耳が詰まった感じがすることをいいます。じわじわと進行し、いったん聴力が失われるとその回復は難しく、残念ながら治療はまだありません。そのため、何よりも予防が大切です。

ヘッドホン（イヤホン）難聴にならないためのポイント

- 可能な限り音量は小さめに  
WHOの推奨するレベルは、大人は80dB以下、子どもは75dB以下で1週間に最大40時間です。
- 音量を上げ過ぎないために、遮音性の高いヘッドホン/イヤホンを使う
- 音量と視聴時間をモニターして、長時間の使用を避ける
- 少なくとも、1週間に1回、10分程度は耳を休める

日本耳鼻咽喉科学会 視聴  
WHO's fit for health: be mobile: a handbook on how to implement mSafeListening.  
Web annex mSafeListening message libraries.」より

（注）「ヘッドホン（イヤホン）難聴」（厚生労働省健康づくり推進センター）  
聞こえにくさだけでなく、耳鳴りや耳が詰まった感じなど耳に違和感があれば、早めに耳鼻科を受診してください。

厚生労働省 @MHLWitter · 3月5日

「聞こえにくさ」感じていませんか？

耳の健康チェックをしてみませんか。  
当てはまるものがあつたら、耳鼻科の受診を検討しましょう。...

3 57 63 1.1万

厚生労働省さんがリポスト

文部科学省 MEXT @mextjapan · 17時間

3月3日は「耳の日」です👂  
文部科学省は聴覚障害教育の充実に向けて、「聴覚障害教育の手引」の作成、言語聴覚士・手話通訳士等の配置、医療・福祉と連携した教育相談の強化等を実施しています。引き続き、厚生労働省等と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援の充実を図ってまいります。

厚生労働省 @MHLWitter · 3月3日

3月3日は「耳の日」です

この機会に、ご自身やご家族の「聞こえ」について振り返ってみましょう...

全世代に身近な「難聴」-関連情報をまとめています。

「聞こえにくさ」  
感じていませんか？

厚生労働省 難聴

4 10 24 1万

# 軽度・中等度難聴の診療の手引き — 概要 — (令和8年3月17日発行)

令和7年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業） 25CA2005 令和7年4月14日～令和8年3月31日

研究代表者：大森孝一（日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 理事長）



## 背景

軽度・中等度難聴は、幅広い年齢層に認められる疾患であり、生活の質（QOL）や認知機能、社会参加に多様な影響を及ぼす。外見上わかりにくく、周囲の理解を得にくい。



## 制度上の課題

身体障害者福祉法の対象とならない中等度難聴では意思疎通が難しいことがあり、周囲からの合理的配慮が必要である。



## 本書の目的

臨床現場で遭遇する頻度が高いにもかかわらず体系的な診療指針が不足していた軽度・中等度難聴に焦点を当て、日々の診療で役立つ実践的な指針をまとめた。



## 活用の効果：多職種連携

医師、言語聴覚士、認定補聴器技能者等が統一された方針を理解して対応可能となる。



## 難聴管理

定期的な難聴指導管理を医師が主体となって提供することで、適切な介入を継続的に行うことが可能となる。



日耳鼻会員数  
：11,318名  
補聴器相談医数  
：5,495名  
(R8.3.19現在)

### 【主な手引き配付先（概数）】

補聴器相談医（5,500）+ 専門研修プログラム  
連携施設（800）+ 医育機関（82施設×5冊  
= 410）+ 日本言語聴覚士協会等（290）= 7,000

### 次のステップ：障害に至らない難聴者に関する生活の質の向上に関する調査

軽度・中等度難聴者の実態調査により、補聴器などの聴覚補償の課題や介入効果、QOL 評価を明らかにし、適切な対応策が求められる。

# 自立支援医療制度の概要

## 根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負担割合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】294,191件 【育成医療】10,884件 【精神通院医療】2,666,159件 ※令和6年度

## 対象者

更生医療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

## 対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法  
訪問看護

# 補装具費支給制度の概要

※「身体障害者福祉法」(昭和25年度)「児童福祉法」(昭和26年度)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月)

## 1. 制度の概要

### 1. 目的

- ① 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
- ② 障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長すること

### 2. 実施主体…市町村

3. 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等(※難病患者等については、告示に定める疾病に限る)

4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額を除いた額(補装具費)の支給(※)を受ける。  
※補装具費の支給は、障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つである。

## 2. 補装具とは

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるもの。

- 厚生労働省令で定める基準… 次の各号のいずれにも該当するもの。
  - 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
  - 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
  - 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。
- 厚生労働大臣が定めるもの…具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢 装具 姿勢保持装置 車椅子 電動車椅子 視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器  
人工内耳(修理に限る) 車載用姿勢保持装置 歩行器 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 重度障害者用意思伝達装置  
【身体障害児のみ】…起立保持具 排便補助具

## 3. 費用負担

- (1) 公費負担…国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100
- (2) 利用者負担…原則1割であるが、世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ただし、障害者又はその配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
- 生活保護への移行防止措置あり

# 日常生活用具給付等事業の概要

## 1. 制度の概要

地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な形態により事業を行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つとして規定。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。

- 実施主体…市町村
- 対象者…日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）
- 申請方法…市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

## 2. 対象種目

以下の「用具の要件」すべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するもの。

### 【用具の要件】

- 1 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- 2 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- 3 用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

### 【用具の用途及び形状】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等その他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

## 3. 費用負担

- (1) 補助金の負担割合…国：50/100以内 都道府県：25/100以内
- (2) 利用者負担…市町村の判断による。

# 意思疎通支援事業等の推進 (地域生活支援事業)

令和8年度予算案 505億円 (502億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報を十分に取得や利用、円滑な意思疎通を図ることができるようにすることとされているが、地域によって、障害種別ごとの実施状況に差がある等の課題がある。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成・派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

#### (1) 事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修・派遣事業  
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を養成・派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業  
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業  
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣する。

(2) 実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国 1 / 2 以内

### 2. 意思疎通支援事業

#### (1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

### 3. 奉仕員養成研修事業

#### (1) 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する。

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

# 障害者自立支援機器等開発促進事業

令和8年度当初予算案 0.7 億円 (0.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4 億円

## 1 事業の目的

本事業は、**障害者の自立や社会参加等の促進に資する支援機器の開発及び普及促進の取組に対して補助**を行う。

**支援機器の開発**においては、市場が小さく個別的で多岐にわたる製品が求められることから、機器開発企業が着想段階から事業化を検討する際に支援するための人材を育成し、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図ることで障害に応じた機器開発が可能となるよう支援する。

**普及促進の取組**においては、支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して広く情報発信することにより、支援機器の利用促進を図るとともに、実際に支援機器を使用してその効果を実証することを通じ、より障害者に適した製品となるよう改良を図り、支援機器を利用した障害者の社会参加等を促進する。

## 2 事業の内容

### (1) ニーズ・シーズマッチング強化学業

多様化するニーズに応じたニーズリストを作成するとともに、障害者等や医療福祉専門職等の使用者が抱える要望（ニーズ）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者が保有している技術（シーズ）のマッチングを図る。

また、開発支援コーディネータ（製品化・事業化に向けた伴走支援者）を育成し、製品化・事業化を加速させる。

### (2) 自立支援機器開発事業

実用的な支援機器の開発を行う企業に開発費用の一部を補助する。

### (3) 支援機器普及啓発促進事業

障害者等が真に必要な製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することで支援機器の普及を加速させる。

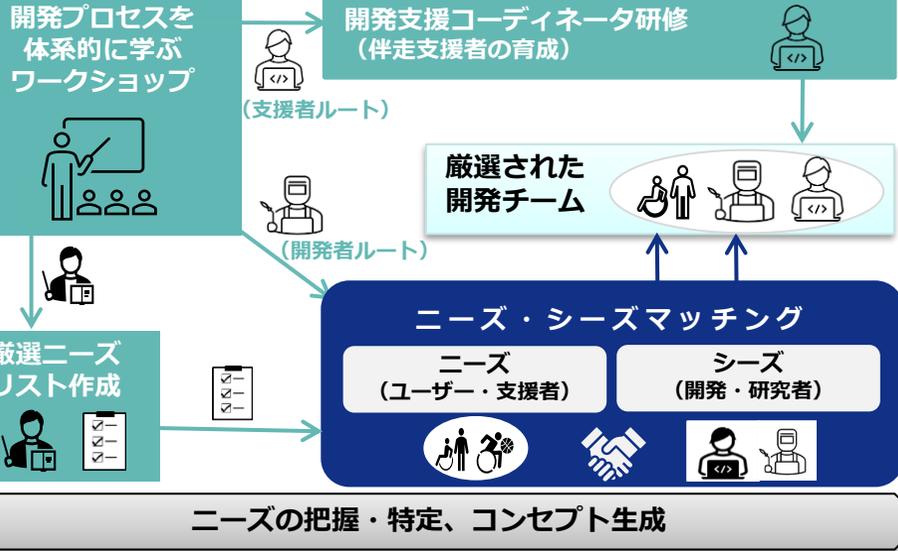
### (4) 自立支援機器導入実証モデル事業

障害者等を雇用している企業等において実際に支援機器を導入し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うことにより、障害者等の就労支援を促進する。

# 障害者自立支援機器等開発促進事業

## 3 事業のスキーム

### (1) ニーズ・シーズマッチング強化事業



### (2) 自立支援機器開発事業

支援機器の開発を支援

モニター評価を通じた開発・改良

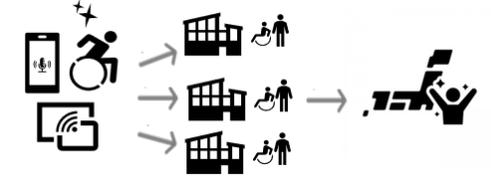


試作機開発、実証実験、製品化

### (3) 支援機器普及啓発促進事業

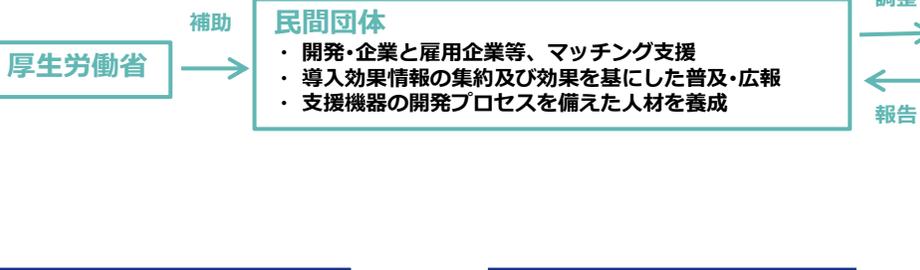
全国で製品化した機器の普及を促進

支援機器の情報を広く発信、障害者の適合や調整を実施



製品の普及

### (4) 自立支援機器導入実証モデル事業



## 4 実施主体

民間団体 (公募)

## 5 補助率

- (1) (3) (4) : 定額 (10/10相当)
- (2) : 中小企業 2/3、大企業・公益法人 1/2 (※製品種目特定型事業は初年度のみ10/10)

# 難聴高齢者の早期発見・早期対応等に向けた手引きの活用に関する調査研究事業①

令和6年度老人保健健康増進等事業

## 【事業背景・目的】

自治体における難聴高齢者の支援の更なる推進を図るために、自治体向けのニーズ調査実施及び令和5年度に作成した「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き」を参考にした自治体におけるモデル事業を実施し、定量的・定性的なデータを収集分析を行う。また、合わせて手引きの読み手である自治体職員への手引きに求める内容等についての質問紙調査を行うことで、当該手引きの内容の更なる充実を図ることとする。

## <自治体向けの質問紙調査について>

調査目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>手引きに対するニーズ等について、手引きの読み手である自治体職員等の意見を把握すること</li> <li>手引きや難聴高齢者に係る取組の必要性について、調査発出の機会を生かして自治体に広く周知すること</li> </ul>
調査対象	指定都市(20団体)、中核市(62団体)、特別区(23団体)、モデル自治体等
回収率	約53.0%(対象の117自治体のうち62自治体が回答)
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>難聴に係る取組の状況等:取組を進めるに当たり直面した課題、実施していない理由及び今後の予定等</li> <li>手引きの活用ニーズ:手引きについて知っているか、手引きにはどんな内容が入っていると良いか等</li> </ol>
主な調査結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>手引きに掲載してほしい内容として、以下のような意見が見られた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な事例やその成果(アウトカム)</li> <li>具体的な進め方(補聴器相談医等との具体的な連携方法、その後のフォローの仕方等)</li> </ul> </li> <li>手引きについて、以下のような意見・傾向が見られた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な取組事例が多数掲載されているため、取組を進める上で参考になる</li> <li>聞こえのチェックリストやアンケートなどの参考様式が掲載されており、活用することですぐに実施できそう</li> <li>手引きや内容に必要性を感じる:52%が「そう思う」、43%が「ややそう思う」と回答</li> <li>手引きが参考になる:45%が「そう思う」、43%が「ややそう思う」と回答</li> <li>難易度:77%が「ちょうどいい」、16%が「やや難しい」と回答</li> <li>ボリューム:63%が「ちょうどいい」、31%が「やや多い」と回答</li> </ul> </li> </ol>

## < 令和6年度事業で実施したモデル事業の流れ >

### 早期発見

難聴のリスクがある  
高齢者の抽出

#### 主な実施内容

- 地域の通いの場や健康イベント等での簡易スクリーニングや聞こえの講話の実施
- スクリーニング結果を基に受診勧奨

#### ポイント

- 受診を勧める可能性があるため、自身で受診行動が取れる方を対象とすると行動変容が期待できる



### 早期介入

医師による  
適切な介入

#### 主な実施内容

- 対象者が必要に応じて耳鼻咽喉科を受診し、聴力検査や治療、補聴器装用等を開始

#### ポイント

- 予め地域の医療機関や補聴器専門店と連携し、協力を依頼
- 補聴器装用開始の場合、継続したサポートが必要



### 主な実施結果

- 聞こえのチェックの結果、参加者548人のうち62.2%が受診勧奨対象と判断され、2か月以内に14.3%が耳鼻咽喉科を受診
- 専門職や外部機関との連携による効果的な実施
  - 耳鼻咽喉科医に事前に「聞こえの講話」への協力をお願いしたところ快諾いただき、イベントを診療所で実施することにつながった
  - 地域の通いの場にイベント実施を告知して参加団体を募集したところ想定を上回る申し込みがあり、参加者も予定を大きく上回るなど関心の高さがうかがえ、翌年度以降の規模拡大につながった
  - これまで自治体の取組で関わりのなかった言語聴覚士等の地域の専門職と新たな協力体制を築くことができた
- モデル事業の実施により明らかになったこと
  - 「普及啓発」、「早期発見」、「早期介入」等のステップごとに対象者像が異なることから、自治体として注力したいステップに応じた実施方法や実施場所を設定する必要がある
  - 実施後の「フォローアップ」においては対象者の受診状況や生活状況を長期間にわたって追跡する必要があるため、自治体での取組としてはハードルが高く、地域の民生委員等の協力を得て実施する必要がある

# 疾患別リハビリテーション料の療法師による指導等の更なる推進

## 疾患別リハビリテーション料における専従療法師が実施可能な業務の明確化

- 疾患別リハビリテーション料に規定する専従の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士について、疾患別リハビリテーション以外に従事することのできる業務を明確化する。

### 【疾患別リハビリテーション料】

#### [施設基準]

<疾患別リハビリテーション料の専従者が従事できる業務>

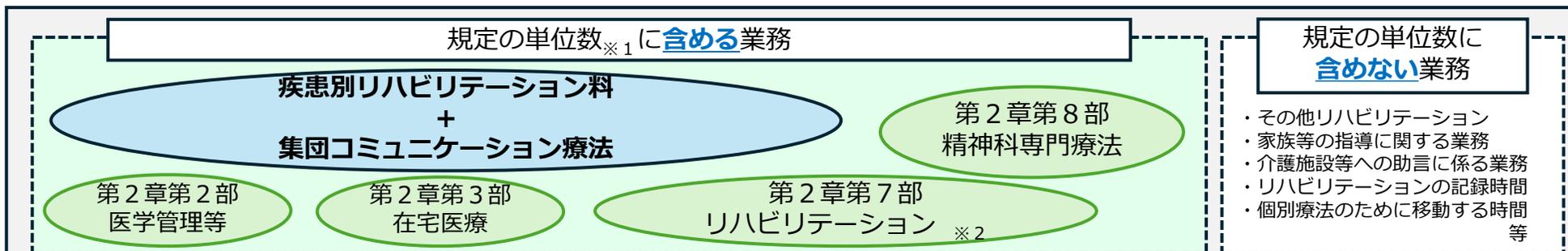
- ・ 第2章第1部医学管理
- ・ 第2部在宅医療
- ・ 第7部リハビリテーション
- ・ 第8部精神科専門療法
- ・ その他リハビリテーション、患者・家族等の指導に係る業務
- ・ 介護施設等への助言業務

(疾患別リハビリテーションに専従の職員であっても、担当している患者の退院時指導等、職務に照らして必要なその他の業務に積極的に関わることが可能であることを明確化)

<疾患別リハビリテーション料の専従者と他の専従者との兼任>

- 兼任可能  
第7部リハビリテーション第1節各区分\*の専従の理学療法士等  
\*ただし、心大血管疾患リハビリテーション料については、心大血管疾患リハビリテーションとその他のリハビリテーションの実施日・時間が異なる場合のみ可
- 兼任不可能  
第1章第2部入院料等（入院料や入院基本料等加算）の専従の理学療法士等（専任は兼任可。）

- 従事することのできる業務の拡大に伴って、単純な労働時間の増加に繋がらないよう、専従の従事者1人の1日当たりの実施単位数の算出にあたっては、当該従事者が疾患別リハビリテーション料及び集団コミュニケーション療法以外の特掲診療料に係る業務に従事した場合、従事した時間を全て合算して20分以上であれば、20分につき1単位とみなし、当該実施単位数に含めることとする。



※1 1日当たり18単位を標準とし、週当たりの実施単位数として108単位まで、1日当たりの実施単位数として24単位までが上限。

※2 「H003-2」リハビリテーション総合計画評価料に係る計画書の作成及び説明時間は除く。

## 新生児聴覚検査の実施

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要。

### 検査方法

新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。検査方法は、主に自動ABR又はOAEがある。

自動ABR(自動聴性脳幹反応: Automated Auditory Brainstem Response)

・・・新生児聴覚検査用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能を持たせたもので、判定基準は35dBに設定され、「pass(パス)」あるいは「refer(リファー)」で結果が示される。

OAE(耳音響放射: Otoacoustic Emissions)

・・・内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を集音して得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査。

### 沿革等

- ・平成12年度～ 国庫補助事業を開始
- ・平成19年度～ 検査費用を一般財源化(交付税措置)(検査の実施主体は市町村)
- ・平成24年度～ 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の検査記録に「新生児聴覚検査」を記載し、任意記載事項様式の「新生児(生後約4週間までの赤ちゃん)」のページに「新生児聴覚検査について」を追加
- ・平成28年3月 新生児聴覚検査に係る通知を改正して検査に係る留意事項を整理し、市区町村における一層の取組を依頼
- ・平成28年10月 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の新生児聴覚検査の記録欄について、より詳細な検査結果を記載できるよう改正
- ・平成29年12月 新生児聴覚検査に係る通知を改正して都道府県において新生児聴覚検査に係る協議会の設置を求めたとともに、検査の実施状況等の把握のため、受診状況等を取りまとめることとした。
- ・令和4年2月 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」(令和3年3月～令和4年1月)における検討を踏まえて、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」をとりまとめ、局長通知を发出
- ・令和4年度 検査費用の交付税措置について、「少子化対策に係る経費」の内数としての算定から、「保健衛生費」における算定(「新生児聴覚検査費」として所要額を計上)に変更
- ・令和5年度10月 新生児聴覚検査に係る通知を改正し、確認検査でリファーであった場合、生後3週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されていることを踏まえた対応を記載
- ・令和6年度 検査費用の交付税措置について、算定費目「こども子育て費」の創設に伴い、保健衛生費からこども子育て費における算定に移行
- ・令和6年12月 母子健康手帳の必須記載事項(省令様式)の新生児聴覚検査の記録欄について、先天性サイトメガロウイルス検査の項目を追記

(参考)

- ・平成19年3月:「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」を作成(厚生労働科学研究費補助金)
- ・平成25～26年度:新生児スクリーニングや乳幼児健診での問題点を検討し、新生児スクリーニング普及率向上への改善策を提示するとともに、1歳未満で実施可能な質問紙等による新たなスクリーニング方法を検討。(「乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング及び健康診査の効果的実施に関する研究」分担班)(厚生労働科学研究費補助金)
- ・平成27～29年度:新生児聴覚スクリーニングの有効性を再検証(「乳幼児の疾患疫学を踏まえたスクリーニング等の効果的実施に関する研究」分担班)(日本医療研究開発機構研究費)
- ・令和元年度:「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成(子ども・子育て支援推進調査研究事業)

## 新生児聴覚検査について

### 1. 目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施するための体制整備を進め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを目的とする。

### 2. 財政措置

#### ① 令和3年度まで

- 平成12年度より、予算補助として実施
- 平成19年度より、一般財源化し、「**少子化対策に関する経費**」の内数として地方交付税措置

#### ② 令和4年度以降

- 令和4年度より、保健衛生費における算定に変更し、**新生児聴覚検査費として標準団体当たりの所要額を計上**
- 令和6年度には、こども子育て費における算定に移行。令和7年度も、各市区町村における聴覚検査の公費負担の最新の実態を踏まえ、**市町村の標準団体（18歳以下人口1.6万人）当たり1,836千円**を計上（**令和6年度より230千円の増額**）。

#### ③ 地方交付税措置のイメージ

<令和3年度まで>

「少子化対策に関する経費」の内数として措置

少子化対策に関する経費の内数

<令和4年度以降>

新たに新生児聴覚検査費として標準団体当たりの所要額を計上

「こども子育て費」

※令和4、5年度は「保健衛生費」

「新生児聴覚検査費」

標準団体当たり

1,836千円

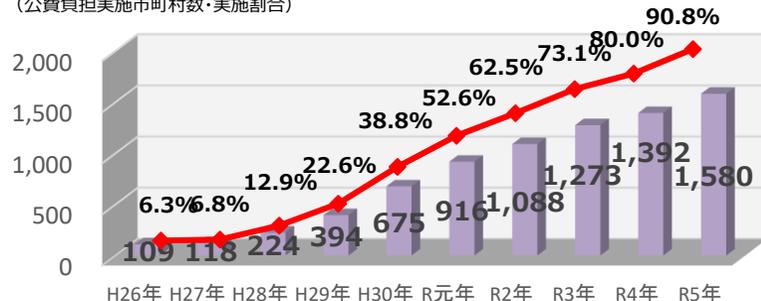
※令和7年度における金額

※令和6年度は、1,606千円

### 3. 公費負担の実施状況及び受検率の推移

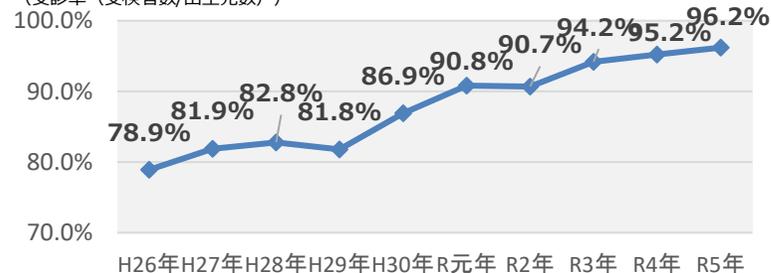
#### (1) 公費負担の実施状況の推移

(公費負担実施市町村数・実施割合)



#### (2) 受検率の推移 (受検の有無を把握している市町村のうち、受検者数を集計している市町村のデータ)

(受診率 (受検者数/出生児数))



(出典：こども家庭庁成育局母子保健課調べ)

令和8年度予算案 2億円(3億円)  
【平成29年度創設】

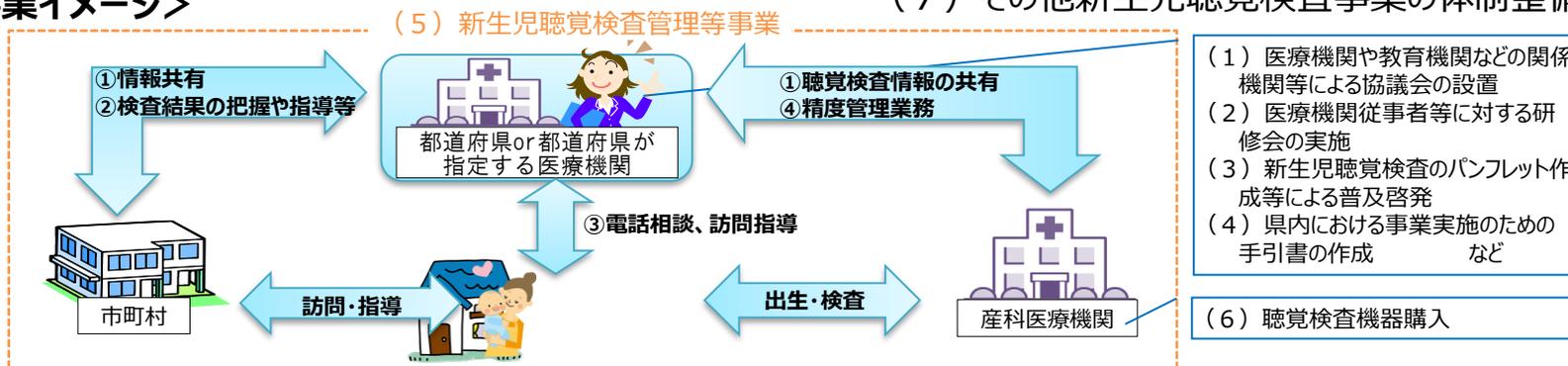
## 事業の目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

## 事業の概要

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関(団体)等による協議会の設置・開催(必須)
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業(R2~)
  - ① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
  - ② 市町村への指導等
  - ③ 相談対応等
  - ④ 検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業(R2~)
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

### <事業イメージ>



## 実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価 :
  - 年額 2,173,000円
  - (5) を実施する場合 年額 10,000,000円
  - (6) を実施する場合 年額 3,600,000円

## 事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 45自治体 (44自治体)
- ※ 令和6年度変更交付決定ベース  
括弧は令和5年度変更交付決定ベース

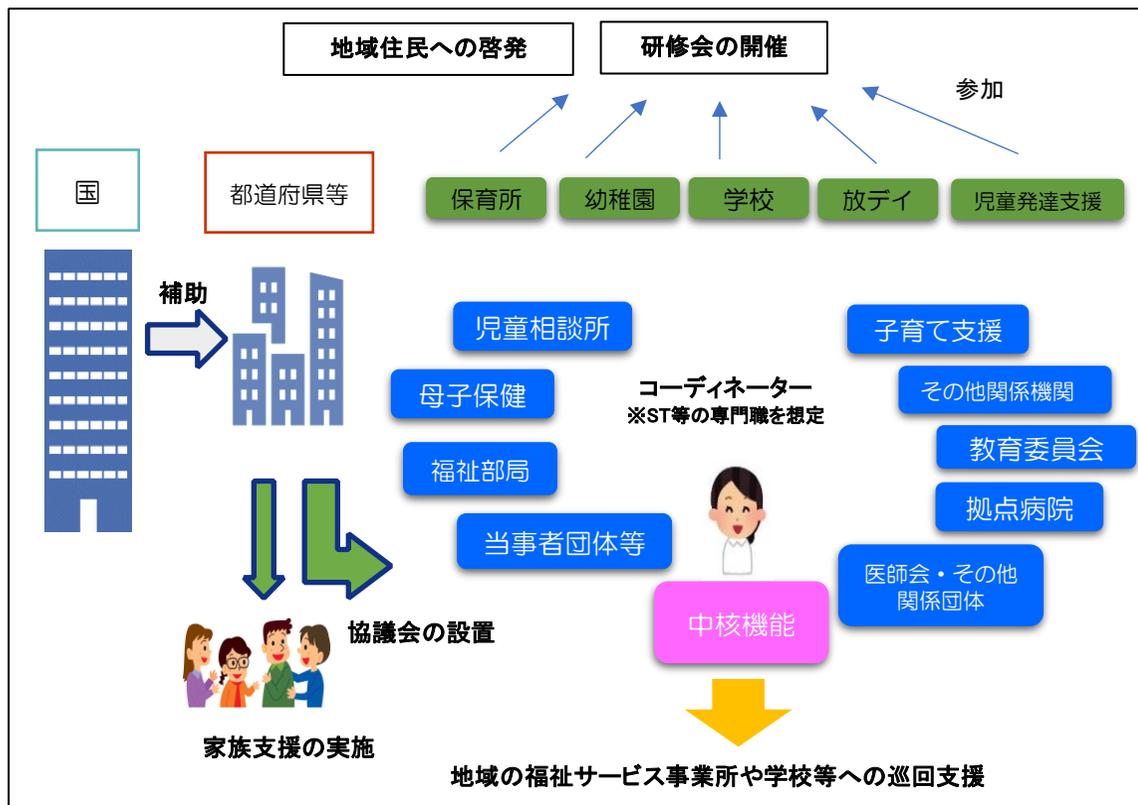
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和8年度予算(案) 206億円の内数(207億円の内数)

## 事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっていることから、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

## 事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
  - 1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置**  
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
  - 2. 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**  
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
  - 3. 家族支援の実施**  
・家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。  
・聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。  
・こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
  - 4. 巡回支援の実施**  
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
  - 5. 聴覚障害児に関する研修・啓発**  
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

・補助率1/2の対象となるのは、財政力指数1未満の都道府県又は一般会計歳入が概ね特別区の一般会計歳入の平均未満の市町村のみ

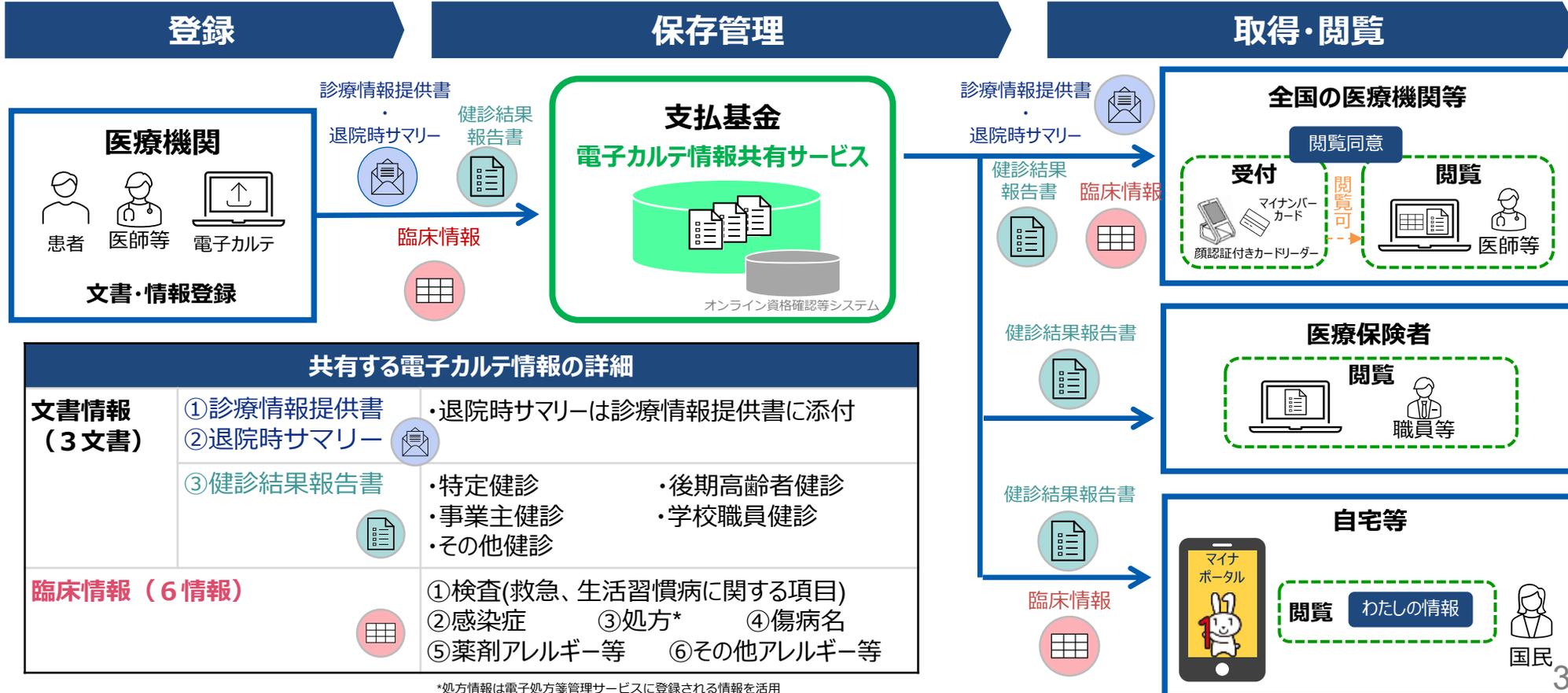
・財政力指数の低い自治体等については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額】 1 都道府県・指定都市当たり 17,000千円  
1 中核市当たり 7,000千円

# 電子カルテ情報共有サービスの概要

## 制度の概要

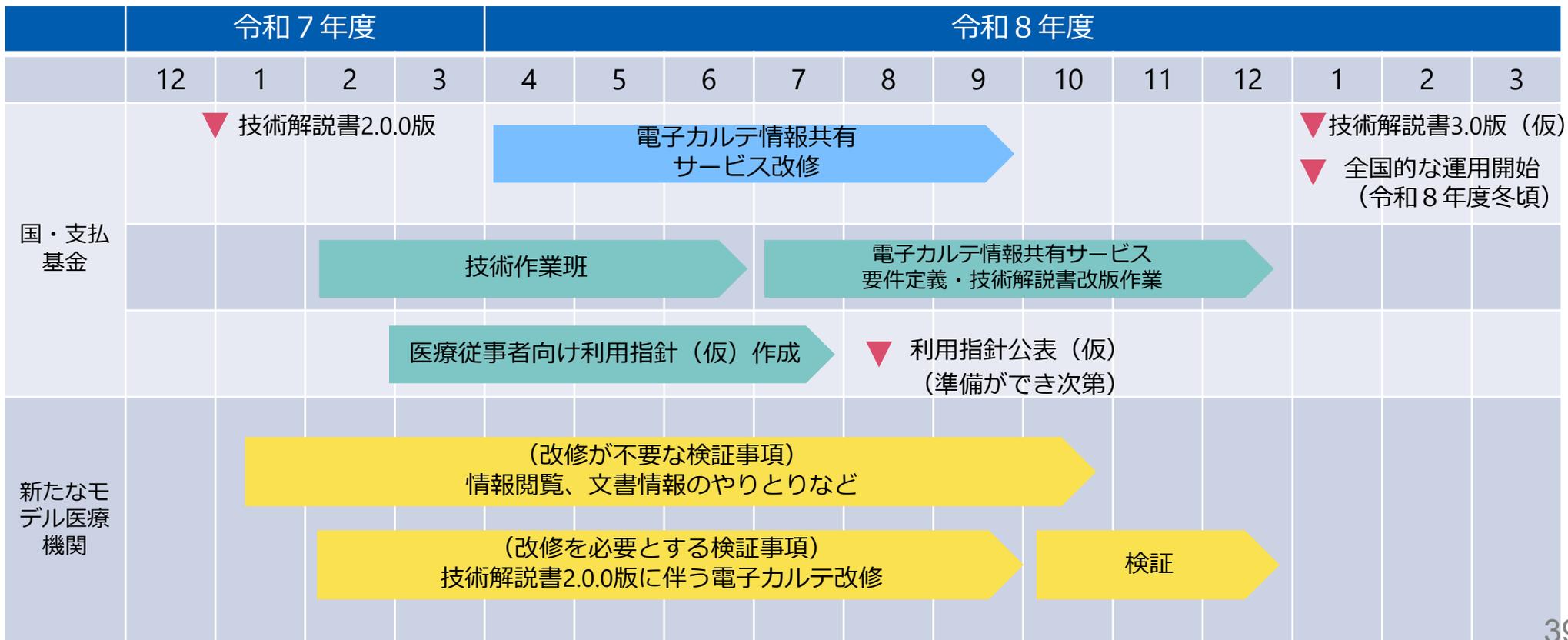
- 全国の医療機関等において、電子カルテ情報を共有・閲覧することができるようにするサービス。
    - ・ 医療機関間で診療情報提供書や検査結果等を電子的に共有。
    - ・ 医療機関から医療保険者に健診結果報告書の情報を提供。
    - ・ 患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書等の情報を閲覧。
- ※ 全国10地域でモデル事業を実施中。



# 今後のスケジュール（案）

- 技術解説書の改訂、モデル医療機関における電子カルテの改修、整理事項に関する技術作業班での検討等を踏まえ、今後以下のスケジュールで進めることとしてはどうか。（令和8年度の冬頃をメドに全国で利用可能な状態にすること（運用開始）を目指す。）
- 技術作業班等で追加の検討が必要な情報については、引き続き検討を進め、技術解説書や利用指針（仮）に反映させる等適切な対応を進める。

## 今後のスケジュール（案）



# 医療機関等及び保険者に共有する健診内容について (案)

- 現状では、健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第2項等に基づき、保険者は、保健事業のために必要があると認めるときは、事業主健診等の結果の提供を求めることができることとされている。
- 電子カルテ情報共有サービスにおいて、医療機関等（※）に共有し、マイナポで閲覧できる健診項目については、制度上の必須項目等とするが、保険者に対し共有する項目も、医療機関等・マイナポに共有する項目と同一とする。（保険者への共有にあたり、項目の絞り込みは行わない。）（※）薬局に対しても共有される
- 人間ドック等のその他の健診については、実施主体にかかわらず、保険者に共有することについての本人の同意を問診票等で取得することとし、同意を取得できた場合にのみ共有する。その際、保険者に対し共有する項目も、他の健診種別と同様に、医療機関等・マイナポに共有する項目と同一とする。（保険者への共有にあたり、項目の絞り込みは行わない。）

実施主体／健診種別 ※1		医療機関等・マイナポ(国民)に共有・閲覧する健診項目	保険者に共有する健診項目
保険者	特定健診 後期高齢者健診	制度上の必須項目等※3 (特定健診項目+事業主健診項目)	医療機関等・マイナポ(国民)に共有する項目と同一とし、さらなる項目の絞りこみは行わない 【CDA規格 (XML) に変換して提供】
	保険者の実施するその他健診		
事業者	事業主健診 (定期健康診断) 学校職員健診		
人間ドック等のその他健診 ※2			

※1 実施主体の判別は報告区分コード等を用いる。 ※2 本人の同意を問診票等で取得する。同意が取得できない場合はオン資に格納しない。

※3 学校職員健診における「胃の疾病及び異常の有無」の項目は除く



## 現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。文部科学省では「東京2025デフリンピック」の開催を契機として、令和7年度事業において、聴覚障害や手話に関する理解を深めるための児童生徒等向けコンテンツ開発に取り組んでいるところ、令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことも踏まえ、今後、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。

加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

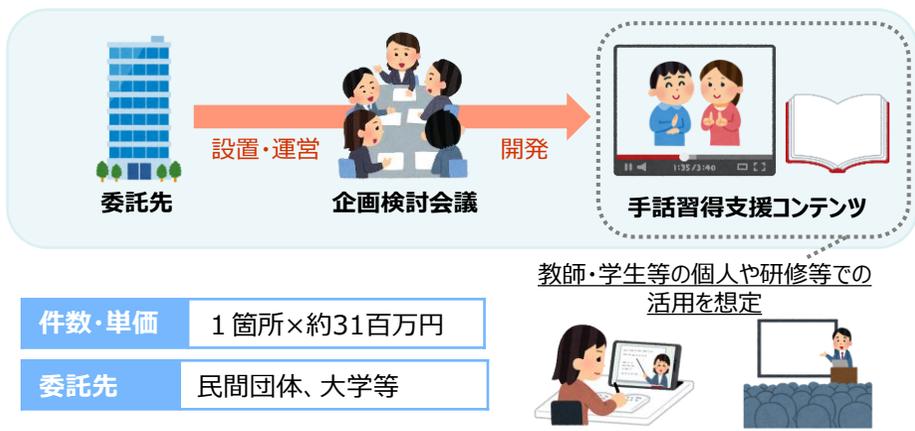
## 事業内容

### 1. 教師等向け手話習得支援コンテンツの開発

手話に関する施策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教師や教師を目指す学生等が活用できる手話習得支援のためのコンテンツを開発し、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る。

（開発するコンテンツ例）

- 各教科等の指導、生徒指導や教育相談等の学校生活における具体的な場面に即した動画コンテンツ 等



### 2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施

